

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業所の概要

名 称	津野町地域包括支援センター
所 在 地	高知県高岡郡津野町力石 2 8 7 0 番地
電 話 番 号	0 8 8 9 - 6 2 - 2 3 1 7
F A X 番 号	0 8 8 9 - 6 2 - 3 5 1 9
事業所指定番号	3 9 0 2 5 0 0 0 8 5
サービス提供地域	津野町全域

2 事業所の職員体制

職 種	人 員	職務内容
管 理 者	1 名（以下の職員と兼務）	事業所管理業務
保 健 師	1 名以上	ケアマネジメント業務等
介護支援専門員等	1 名以上	ケアマネジメント業務等
社 会 福 祉 士 等	1 名以上	ケアマネジメント業務等

3 業務時間

月曜日～金曜日	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
---------	---------------------------

※祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業とさせていただきます。

4 利用料金

（1）利用料

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。

※ただし、保険料の滞納等により一部利用者負担が発生する場合があります。

【介護予防支援】

提供開始月 7,420 円（初回加算含む）

翌月以降 4,420 円

委託連携加算 3,000 円（指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定）

【原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメント A）】

提供開始月	7,420 円（初回加算含む）
翌月以降	4,420 円
委託連携加算	3,000 円（居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定）

5 当事業所の目的及び運営の方針

- （１）利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- （２）利用者の心身状況や周辺環境に応じて、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- （３）利用の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される介護予防サービス・介護予防生活支援サービスが特定の種類または事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うとともに、各関係機関との連携に努めます。
- （４）津野町地域包括支援センター運営協議会で適当と認めた指定居宅介護支援事業所へ介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部を委託します。

6 提供する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容

- （１）介護予防サービス・支援計画の作成
- （２）介護予防サービス事業者等との連絡調整
- （３）要支援等認定の申請代行
- （４）給付管理業務

7 事故発生時の対応

- （１）利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （２）利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。ただし、事業者の責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

8 秘密保持

- (1) 事業者及び事業所の担当職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た個人情報について第三者に漏らすことはありません。
- (2) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を予め文書により得ます。

9 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所のお客様 相談窓口	電話番号	0 8 8 9 - 6 2 - 2 3 1 7
	F A X 番号	0 8 8 9 - 6 2 - 3 5 1 9
	相談員	山本 幸
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

- (2) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

津野町役場 介護福祉課 介護保険係	所在地	津野町力石2870番地
	電話番号	0 8 8 9 - 6 2 - 2 3 1 3
	F A X 番号	0 8 8 9 - 6 2 - 3 5 1 9
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
高知県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	高知市丸の内2-6-5
	電話番号	0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 0 0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 1
	F A X 番号	0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 3
	対応時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後4時

10 虐待防止

当事業所は、虐待の発生または再発を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について担当職員に周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針整備
- (3) 虐待防止のための研修を定期的実施
- (4) (1)～(3)を適切に実施するための担当者設置

1 1 業務継続計画

感染症や自然災害発生時に利用者への介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを継続的に実施する

ためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要

な措置を講じます。

(1) 事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修および訓練を定期的に開催

(2) 定期的に業務継続計画の見直しと変更

【説明事項確認欄】

令和 年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を行いました。

【事業所】 所在地 津野町力石2870番地

事業所名 津野町地域包括支援センター

説 明 者 _____ 印